

浜松市グループ制に関する要綱

(趣旨)

第1条 浜松市事務分掌規則第19条及び浜松市区役所事務分掌規則第19条の規定に基づき、組織の機動性を高め、多様化及び高度化する業務に柔軟に対応するとともに、組織内分権を進め、第一線の職員による迅速かつ的確な意思決定の体制を整えるため施行するグループ制について必要な事項を定める。

(グループ制導入課)

第2条 所属長は、その所掌事務をグループを編成して行うよう努めなければならない。ただし、浜松市事務分掌規則第4条第2項に掲げる第2種事業所(博物館、引佐環境事業所及び公園管理事務所を除く。)並びに浜松市区役所事務分掌規則第2条第2項に掲げる出先機関の所掌事務については、この限りではない。

(グループの編成)

第3条 所属長は、所管の業務が効率よく執行されるようその内容を分析し、業務のまとまりの単位ごとに職員のグループを編成する。ただし、所属長がグループ編成の必要がないと判断したときは、この限りではない。

- 2 所属長は、業務の繁閑等の状況に応じて、随時グループの編成を変更することができる。
- 3 所属長は、グループの名称を付するに当たっては、その業務の内容ができるだけ市民に分かりやすいものとする。

(グループへの職員配置)

第4条 所属長は、業務の内容又は困難度に応じ、職員の能力、適性等を勘案して、最も効率的かつ効果的に職員をグループに配置するものとする。

- 2 職員は、原則として複数のグループに属するものとする。

(グループ長の指名)

第5条 所属長は、主幹、技監、副主幹、副技監及び教務主任の職にある者のうちから、グループ長を指名する。ただし、佐久間病院については主幹、技監、副主幹、副技監、主任及び看護師長、区役所については、主幹、技監、課長補佐、副主幹、副技監及び主任の職にある者のうちから、グループ長を指名することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、課長が特に必要があると認めるときは、専門監の職にある職員にグループ長の事務を取り扱わせることができる(区役所を除く)。
- 3 所属長は、同一の者に2以上のグループ長を兼務させてはならない。

(グループ長の職務)

第6条 グループ長は、そのグループの業務遂行について責任をもち、グループ員の協働者として、自らの経験と知識でグループ員への援助及び指導を行いながら業務を執行するものとする。

2 グループ長は、主管のグループ員に関して、浜松市専決規程又は浜松市区役所専決規程別表に定める人事に関する事項について、専決権を有するとともに、課長補佐（1次代決）及び課長（2次代決）の専決事項を代決することができる。

3 グループ長は、原則として、課長補佐又は課長補佐を置かないときの課長の職務を代理することはできない。

4 グループ長は、業務の進捗状況、成果等を随時所属長に報告するものとする。
（グループ編成の手続）

第7条 所属長は、毎年度当初にグループを編成したときは、グループ編成報告書（別紙様式）により、人事課長に通知するものとする。年度途中でグループ編成を変更した場合も同様とする。

2 人事課長は、グループ編成及びグループ編成の変更について、指導及び助言することができる。

（細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 浜松市におけるグループ制の試行に関する要綱（平成12年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。